

唇齒輔車の関係 ～器（うつわ）を整える～

水戸地方検察庁

次席検事 山下 輝 年

唇齒輔車（しんしほしゃ）は、中国の諺「輔車相挽り、唇滅ぶれば齒寒し」に由来する四字熟語。車の両側を挟む木と車が一緒になって物を運び、唇と歯は別物だが切り離すことができない、という意味。輔車の「輔」を頬骨、「車」を顎の骨の意味であるとする説明もある。（春秋左氏伝を参照のこと）

静かなる始動

2000年4月1日、法務総合研究所の総務企画部付教官として着任した。検事任官17年目の春のことです。場所は法務省の中でも由緒ある赤煉瓦棟。1895年建築のそれは、外観の赤煉瓦、階段を上って玄関がある造作、中は高い天井に、湾曲してゆったりとした階段を有している。明治時代に不平等条約の解消には西洋の司法制度の導入が必要だった。最も容易なのは、「器」を真似ること、即ち西洋風の外観の司法省を建てること、次に法律を翻訳して作ること、最も困難なのが法曹を育てることであった（三ヶ月章著「法学入門」）。その動機はどうであれ、赤煉瓦棟は、今なお人の心を落ち着かせる雰囲気醸し出している。やはり、これが歴史の重みなのでしょう。

着任当時の法総研所長は、その赤煉瓦の静かな佇まいを象徴するような頃安健司所長（19期）。ナンバー2は栃木庄太郎総務企画部長（25期）、燃える炎「赤」を体現するお人柄。その下に、行動力果敢な齊藤雄彦副部長（35期）に、冷静沈着な榊原一夫部付教官（36期）、人柄抜群の黒川裕正部付教官、そして私の合計4名であった。仕事の内容は、「法整備支援」、民商事法分野における国際協力である。総務企画部の仕事からすれば数ある業務の一部に過ぎないが、部付教官3名には専従業務である。前年度からの残留者は榊原部付教官一人で、後の3人は新参者である。

時は折しも、中央省庁等改革（省庁再編）の時期で、翌2001年1月6日から1府12省庁（元は1府22省庁）でスタートすることになっていた。各省庁では設置法や規則の見直し作業が盛ん。基本は自助努力にスクラップ・アンド・ビルドであり、削ることは容易でも増やすのは難しい。そんな時期に、法総研は、翌2001年4月を目途に、研究部2か部を1か部に減らす一方、新たな部の設置に向けて作業を続けている。その新しい部が今の「国際協力部」。

今をときめく司法制度改革論議は、議論が始まって1年足らずで、その中間報告も出ていない時期のことである。

春の兆し

着任したときには、既に路線は引かれていた。御存知のとおり、1994年に初めてベトナム司法関係者を日本に招いたのが法整備支援の始まりだが、早くも1996年4月には財団法人国際民商事法センター（ICCLC）が設立されている。法整備支援事業や調査研究を主たる目的とする民間組織であり、後に特定公益増進法人の認定を受けています。重要なことは、国際協力部創設の5年前という時期にICCLCという「器」の誕生をみていること。急に誕生するはずがなく、その前の段階から動きがあったに違いない。その時期は、法整備支援がどうなるのか皆目分からない状態です。もちろん、自然に誕生したわけでもないでしょう。ベトナム民法制定直前に関与した森島昭夫名誉教授による外務省・JICA・法務省など関係機関への働きかけ、法整備支援の重要性に気付いた法務省・法総研幹部、それを民間で受け止めた良き理解者三ヶ月章法学博士、(故)伊藤正会長などなど、多数の関係者の協力と努力によるものです。その事業に意義を感じなければ、その時点で「器」が誕生するはずがありません。そこには度量ともいうべき「人間の器」が存在したに違いないのです。

当時、法総研に「器」は存在せず、あるのは「人の労力」のみで、それも他の業務を持ちながらの僅かな人数であった。年1回程度のペースで細々と研修を続けている分には、それでも対応できた。しかし、その間口を徐々に広げ、ベトナム・カンボジア・ラオスを対象とする本邦研修（国別研修）、それにモンゴルやミャンマーを加えた国際民商事法研修（多国間研修）が続くようになる。本邦研修ばかりではない。現地セミナーに専門家を派遣するのはもちろん、ベトナムの民法改正支援、カンボジアの民法・民事訴訟法の起草支援が始まったのも1999年頃からになります。民事訴訟法支援については竹下守夫法学博士ほか名だたる民事訴訟法学者・実務家が集っていた。民法起草支援とて同じ。現地セミナーに法律専門家を定期的に派遣しなければならない。記録も資料も整える必要があります。そして、2000年4月つまり私の着任時には、ベトナム・ハノイに検事と弁護士が派遣され、その7月には裁判官を派遣する予定になっていた。加えて、アジア開発銀行（ADB）と連携した研修が5月の連休明けから予定されていた。10週間の研修で、資金はADB、労力は法総研という分担である。JICAとは無関係の研修であるため、法総研職員が自ら渡航や宿泊先、日常生活の世話をしなければなりません。参加国は、中国・インド・ネパール・パキスタン・フィリピン・タイ（合計12名）で、日本人3名が加わり、その1名が現在の森永太郎教官です。これを部付教官数名と企画課職員数名でやりくりしていたのだから驚きです。

それが可能だったのもICCLCの支えがあったからです。だからこそ、タイトルの「唇齒輔車」なのですが、この言葉は今ではあまり知られていない。用例は、探しやすいところでは、日本の国連加盟受諾演説に登場する。私の誕生日の3日前1956年12月18日、時の重光葵外務大臣が行った演説は、憲法の花神から説き起こし、新渡戸稲造も使った「東西の架け橋」という言葉で締め括ったことで有名である。その途中の第4段落で「日本はアジア諸国とは、

政治上はもちろん経済上においても唇齒輔車の関係にあり、かつ、不可分の運命の下にあって、これら諸国の向上発展に大なる期待をかけているものであります」と述べている。法整備支援の精神が表れているのはもちろんですが、法務省・法総研（国際協力部）と ICCLC との関係を表すにも最適だと思っています。

大阪との縁

もう一つ忘れてはならない背景があります。それは、大阪の地に建物という「器の一部」を造ろうとしていた件で、要するに大阪中之島合同庁舎のことです。大阪市西天満の大阪地方検察庁（旧庁舎）が手狭になり、法務省は堂島（住居表示は福島区）にある大阪大学附属病院跡地の獲得に動いていた。その際、「大阪は国際都市を目指す。中之島の一等地にドメスティックな司法機関は不要」と言われた経緯があるとのこと。そこで、法務省には国際機関あり、と説明することになります。国連旗がはためく UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）、そして民商事法分野の法整備支援のことです。この合同庁舎に国際協力部や国際会議場があるのは、ここに由来があるのです。「器の一部」と表現したのは、主要部分は検察庁であるからで、その庁舎が 2001 年には完成予定であった。

しかし、そういう形式的な背景だけではない。大阪は昔から商業都市です。後の大塚清明法総研所長（23 期）が、大阪地検・高検の次席検事当時（1996 年、2000 年）から、訪れたアジアの研修生に説明していたように、堂島の地には米会所があり、商品先物取引発祥の地です（幕府の公許は 1730 年）。本邦研修のたび披露された伝統ある「大阪締め」は皆が覚えていることでしょう。そして、アジア諸国との交流という点では東京よりも歴史が長く深い。これほど民商事法分野の法整備支援を拠点とするに相応しい地はない。一方、合同庁舎が有形の器なら、無形の知恵の器とも言うべきものが大阪に誕生していた。ICCLC そのものではないものの、三ヶ月博士の呼び掛けに応じて在阪の研究者・弁護士が呼応して、1996 年に「関西アジア民商事法研究会」ができたのです。勝手に法整備支援を応援するという意味で、自称「勝手連」。海外研修生のホームビジットに協力してくださるなど、その貢献度は大であったのです。

こういう経緯もあって、実は、法総研の総務企画部と UNAFEI には、その前年から関西の検察事務官から選ばれた人材が国際協力専門官として配置されていた。いずれ大阪が法整備支援の拠点となる以上、大阪出身者に国際協力を体験してもらう必要があったからです。

拡張路線

しかし、大阪に施設という「器」が完成予定だから新しい部は当然認められる、というほど現実には甘くはない。何はさておいても、実績が必要、需要が必要、途上国の要望が必要であった。

「どこのアジアの国からの要請でも受ける。研修でも現地セミナーでも何でも引き受ける。消極姿勢は論外、どんどんやろう」

それが当時の方針であったが、それは国際協力部を立ち上げるためでした。そう言うと言

弊はあるものの、国際協力部ができれば知的支援の目玉として、法整備支援という価値ある国際協力が可能になります。すべてはそのためです。法整備支援に少しでも関係するなら、私法学会、大学のシンポジウム、他の省庁主催の研究会など、国内外を問わずに積極的に参加し、パネリストで参加する。人脈拡大が優先で、さながら公務員の不慣れな営業活動の様相を呈していたほどです。

着任した私が何をしていたかと言うと、ADB 研修では、内閣法制局の講師が突如都合がつかず、代わりに立法過程につき講義をする。法総研の浦安の宿泊施設に外国人を宿泊させるのは初めてであり、何かと生じる不都合・不具合に対処する。そうかと思えば、2000 年 6 月にはラオスに派遣予定の講師が事情により 2 週間前にキャンセルとなり、再び突如、ラオスに赴き、英語で刑事司法のセミナーをする。翌 7 月にはジャカルタで開催される APEC 経済法制度の強化に関するシンポジウムに出席し、帰途にベトナムを訪問して、現地専門家と共に関係司法機関を表敬訪問するというめまぐるしさであった。

ICCLC の支え

実績作りという点でも、ICCLC に足を向けて寝られません。当時の国際民商事法セミナー（多国間研修）には日本人研修員も参加していたが、公務員のほか民間の企業法務部の専門家も参加する実にユニークな構成です。40 年の歴史を誇る UNAFEI でも日本の民間人が参加したことはないでしょう。民商事法分野の研修に、経済の最前線にいる民間が参加しないなら、益は少ないからです。それが可能になったのは、ICCLC の尽力により企業に協力をお願いし、派遣してくれたからです。また、ICCLC 独自の活動として、日中民商事法セミナーが毎年開催されており、法総研で法整備支援に携わるメンバーも出席し、時にはパネリストとして法務省からも出席していた。市場経済化を推進する中国の民商事法分野における動向が分かるセミナーで、貴重なものです。

そして、日韓パートナーシップ研修（研究）は、ICCLC なくしては実現不可能であった。JICA は開発途上国支援であり、その枠組み外なら支援は不可能となる。しかし、途上国はいつまでも途上国ではなく、いずれ自立します。自立したら法整備支援はなくなるのでしょうか。支援と言うからそういう印象を受けますが、法整備支援は民商事法分野の国際協力であり、「協力」はなくならないでしょう。双方が対等の立場で刺激し合って更に発展するという国際協力・交流がイメージです。韓国は既に途上国を脱している。歴史的経緯から日本の司法制度とも似ていますが、独自に発展した部分も多く、日本も再刺激を受けること間違いなし。距離が近く文化も似ており、ここも唇歯輔車の関係にあります。しかし、国家予算の制約上、その支出には制約があります。法務省・法総研が出せる部分は日本人研修員の国内分のみです。韓国は自分で出す。予算の制約で出せない部分は ICCLC が独自に貢献する。自費負担してでも日本と交流したいと声を上げる外国と手を携えるというのが理想形であり、将来を見通したものなのです。

また、アジア・太平洋諸国の比較研究を継続的に実施していたほか、ベトナム・ハノイで日越共同の記念セミナーを主催するなど、重要な行事には積極的に関与していました。

日常業務では、毎月1回のペースで開催されるベトナム民法改正作業部会、カンボジア民法作業部会、カンボジア民事訴訟法作業部会、JICAの国内支援委員会（ベトナムとカンボジアの二つ）に出席する。その準備にも関与し、日弁連や最高裁とも連絡を取り合うなどなど。これだけでも月5回、つまり週1回以上となる。この国内支援委員会と作業部会は、日本の法整備支援のいわば頭脳であり、事前の根回しにも必要になる。こういう会合の準備、連絡調整、資料の整理保存の役割もICCLCが担う。何かと忙しい研究者・実務家が中心のため、会合は夜、或いは土日祭日、民法部会の会合場所はICCLCの事務所になります。資料の事前準備などの負担も、当然ICCLCにかかってきます。作業の工程管理、会合の記録、先生方の連絡が必要となれば法的素養のある大学院生を雇い、現地専門家とのやり取りに電話会議システムが必要となれば、ICCLCが即座に対応する。これらの役回りをしてくださった当時の金子浩之事務局長・相澤繁昌事務局次長は、法総研教官にとって頼もしい存在であったのです。

新部創設は間近

一方で、時間の都合がつく限り、私を含む部付教官は法総研の設置規則の改正作業の検討にも入り、内閣法制局にも説明に行く。そして、2000年12月、先に少し触れた司法制度改革審議会の中間報告が公表されると、そこに法曹の役割として国際社会を視野に入れるという部分で、「アジア等の発展途上国に対する法整備支援を引き続き推進していくことが求められる」と記載された。同時期の自由民主党の提言にも法整備支援の推進が謳われたのです。これもそれまでの努力が実ったためでしょう。そして、ようやく国際協力部新設の目鼻もついた。ちなみに、その後の司法制度改革意見書（2001年6月12日付け）にも記載されています。

ちょうどその頃、榊原部付教官と入れ替わる形で、ラオスへの支援を立ち上げるべく、プロジェクト形成調査に赴き、約1か月半、世紀をまたいでラオスに滞在した。現地にいると、日本の関係者の反応が遅くて気になります。それもそのはずで、当方はラオスだけですが、日本にいる人たちは本来業務に加え、ベトナム・カンボジアも持っている。ラオスだけにかまっていられない。これが現地専門家と国内関係者の意識が乖離したように感じる隘路なのです。現地専門家からの問い合わせには最優先で対処すべきだと悟ることになる。

明けて2001年1月中旬に帰国すると、翌2月にはJICAプロジェクトのベトナム調査団の一員として参加した。帰国すると、今度は、法総研予算でベトナム検察理論研究所のブー・バン・モック氏を招き、日本の司法制度を教えつつ、関係機関を訪問する。特筆すべきは、当時の東京地方検察庁で弁解録取の状況を見せてくれたほか、英語ができる副部長と主任検事で決裁の様子を英語で模擬実演してくれたことです（田内正宏刑事部副部長で後に国際協力部長）。モック氏来日時は、梶木部長から小貫芳信部長に代わっており、ベトナム刑事司法制度の説明に興味を持ち、頃安所長も自筆の「書」を記念に贈るなど親交を深めてもらったのです。

国際協力部の発足

さて、いよいよ 2001 年 4 月 1 日、国際協力部の発足である。初代部長は、法務省刑事局国際課長から異動した尾崎道明部長（30 期）。その下に教官 5 名に専門官 9 名の総勢 15 名、それも法整備支援に専従するのです。それまでの陣容からみれば、そして本来業務を持ちながら法整備支援に携わっている他の機関からすれば、羨ましくなる体制でしょう。専従という意味では、ICCLC も専従であり、この点でも両者は似ています。

頃安所長から「内輪でいいから、初代メンバーで正式に発足式をやりましょう。一人々々が一言ずつ決意を述べましょう」と提案があり、全員が着任した日に行われることになった。頃安所長のメッセージは「今後 20 年通用するようなグランドデザインを描いてほしい」であった。引き続いて尾崎部長以下が一言ずつ決意を述べる。誰がどのように述べたか、今では記憶も記録も残っていないでしょうが、とにかく尽力するという決意表明です。私自身の言葉は「国際協力部という箱物はできました。大阪に建物という箱物もできます。これからはその中身が、真価が問われることになります。自由な発想で全力を尽くします」というもの。

前例は作るもの

新しい部では前例は自ら作っていくしかない。早速、田中嘉寿子教官（43 期）から素晴らしいアイデアが出る。それは国際協力における JICA の手法を知らなければ教官・専門官としては意思疎通ができない。JICA に限らず世界の国際協力（援助）機関ではプロジェクトを形成する手法として PCM 手法（Project Cycle Management）、或いはこれに類似した手法が採られています。もともとはドイツ GTZ（ドイツの開発公社）で開発されたものを、FASID（財団法人国際開発高等機構）が改善して確立したものであり、簡単に言うと、次のようなものです。

- 問題分析：どんな問題があるかを挙げる。
- 原因分析：その問題ごとに原因をツリー状に作成する。
- 対策：考えられる対策を提示する。
- 対象選定：どれに着手するか決める。
- 目標設定：プロジェクトの期間を定め、目標を設定する。
- PDM 作成：右図のようなプロジェクト・デザイン・マトリクスを作成する。

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件
上位目標			
プロジェクト目標			
成果			
活動	投入		前提条件

（外部条件とは、プロジェクト外の阻害する要因）

これを学ぶ研修は参加型研修というもので、最低でも 3 日間かかる。時の法総研は前例のないことをやるのが国際協力部であるということで、全面的にバックアップとなりました。FASID も特別に法総研で出張研修に応じてくれたのです（2001 年 6 月 13 日～15 日実施）。研修の中身は、ある開発途上国では水道問題があり、その支援プロジェクトをどう形成するかという設定である。法律とは無縁のものだからこそ、教官も専門官も条件は同じで一緒に

参加できるのです。研修といえば、通常、部長は参加しないでしょう。部下の前で恥を搔くかもしれないと思うとプライドが邪魔をする。しかしそこはさすがに初代部長です。未知の世界に対する好奇心は旺盛で、教官や専門官との垣根はない。この参加型研修では机は使わない。模造紙と大型のポストイットとマジック（筆記具）が必要なだけで、後は参加者の「知恵」と「協力」です。グループに分かれ、部長も床に這いつくばって書き込むのですが、そういう光景を想像できるでしょうか。国際協力部の仕事で実力を示すという意味なら、部長も教官も専門官もない。教官だからという理由だけで重宝されることはなく、専門官も専門家になれるのです。

その証拠に、JICA は当時の国際協力総合研修所（現 JICA 研究所、市谷にある）で法整備支援の専門家養成研修を実施していましたが、その研修に専門官を必ず 1 名参加する。その養成研修では実際に途上国を訪れる。百聞は一見に如かずで、専門官も法整備支援の専門家になるという意識作りになります。私が知る限り、3 年は継続し、専門官 3 名がこの研修を受け、弁護士・企業法務職員・大学院生に混じりながら、いずれもリーダー格として役割を果たしていました。

こういう精神は、ICD ニュースの編集にも現れることになる。当時は、2002 年 3 月から隔月で約 180 ページ程度の資料や研究報告を出版することになった。隔月だと、受け取るほうは「また来た」という感覚に陥り、否が応でも国際協力部の存在感を意識せざるを得ないでしょう。そして、初代尾崎部長の方針で、教官はもちろん専門官も必ず 1 名は執筆し、それも編集後記といえどもすべての記事は個人名で書く。一人々々が責任を持って発言するという実践です。

また、2001 年 10 月、佐賀の「法の日週間行事」に国際協力部と ICCLC にお声がかかった。折から幹事役が佐賀地検で、当時は小津博司検事正に、榊原一夫次席検事です。両名とも法整備支援の良き理解者です。佐賀（肥前）は初代司法卿江藤新平の生誕地であり、その後も司法大臣には佐賀出身者が多い。西洋から学んで司法制度を整備したその日本が、今やアジア諸国への法整備支援を行っているのですから、その織り成す歴史と意義を見つめようというわけです。メインは、三ヶ月先生や毛利敏彦先生（中公新書「江藤新平」の著者）の講演でしたが、その前の 10 月 5 日にベトナム最高裁判所チュ・シュアン・ミン判事と共に訪問し、ベトナム司法制度と法整備支援の意義について話をする機会を得ました。こういう場面でも、ICCLC と国際協力部は、両者が一体となってそれぞれの役割を果たしていたことになります。

大阪でも唇齒輔車

2001 年 11 月 26 日、大阪の国際協力部勤務の辞令が出た。名実ともに大阪を拠点とする法整備支援の始まりです。しかし、JICA の国内支援委員会や各種の作業部会は東京で行われます。東京に事務所がある ICCLC と疎遠になるのかと思いきや、ここでも ICCLC が配慮してくれました。ICCLC の大阪窓口機関というか連絡員が置かれ、初代は松本茂雄氏でした。電話やメールではなく、膝突き合わせて話ができて、実に心強いものです。大阪を中心とするアジア・太平洋諸国の比較法制研究会では、ICCLC が中心ですし、国際協力部が行う研修でも、

将来の資料として保存するためには記録も必要になり、大学生や院生で法律に興味のある人をアルバイトに雇って法整備支援の理解者の裾野を広げようと思いました。そこでも ICCLC の協力が不可欠なのです。後に、ベトナム民事訴訟法の専門家チームの会合にも、毎回参加してくださった。

そして、拡張路線は続き、ADB と連携してフィリピン裁判官を対象とした研修も 2001 年から準備し、2002 年 6 月に実現することになる。JICA とは無関係の研修であるため、再び国際協力部と ICCLC で共同して渡航から宿泊、休日の行事までフル活動です。その時に書記官で参加した研修員が、その数年後に裁判官となり、日本で研究リサーチをすることになった。その際に、ICCLC の岡村泰孝理事長が快く推薦状を書いてくださるなど、研修員も大きな恩を受けています。ほぼ同時期にインドネシア支援の要請が来ました。日本と経済的に結びつきが強い国で、ICCLC 会員企業の関心も強く、JETRO との連携にも ICCLC は頼りになります。これを引き受けないと存在価値を問われるわけで、多少は無理しても 2002 年 1 月には事前調査団を組み、その後のインドネシア支援につながったのです。

このように、ICCLC と国際協力部（法総研）は、互いに協力し合えば、その効果は倍増します。背伸びして活動するほうが活気も出てきます。逆に、一方が他方に対する理解を怠れば、その効果は一気に減じる。消極的権限争いをして、相手に頼んでばかりいては、いずれ衰退する。まさに「唇齒輔車」の関係にあるのです。そして国際協力部は、日本の組織の常として必ず異動がある。数年もすれば陣容はガラッと変わってしまうでしょう。国際協力部出身者は、新たな職務に専念し、現職は経験者にいつまでも頼ってはいけないと思うでしょう。経験者の側も法整備支援に関わりたくても現職に遠慮するでしょう。そんなとき、ICCLC には以前に知り合った方々がそのまま残っていることに気がきます。ICCLC は両者を繋ぐ架け橋に違いないのです。

器の向上へ

最後に、「器を整える」のは、箱物としての意味なら簡単です。しかし、法務省の、法総研の、国際協力部の、そして ICCLC の、中身としての器、つまり法整備支援で言えば、開発途上国が是非とも日本の支援を受けたいと思うような「高品質のもの」を備えてこそ、器が整うのでしょう。人間に擬えて言えば、「人間の大きさ」とも言うべき「器」は整えなければならない。度量と言っても良いし、器量と言っても良い。その意味での「器」は、自己啓発、自己研鑽、協力者との切磋琢磨によって達成していくしかない。人間誰も未知のことには不安で自信を持てるものではない。自信は自らが行ってきた過去つまり経験にこそ持てるのです。道は歩いた後にできるというのと同じです。その過去という自信を日々築いていくことが重要です。頃安所長から求められたグランドデザインを描けずに国際協力部を後にした者として、そう思う今日この頃です。

語り出せば話は尽きません。特に、初代 ICCLC 伊藤会長については、インタビューという形でその考え方に接することができ、それ以前の講演や佐高信著「逆明利君」を読んで臨みました。私なりにインタビューを構成し直し、伊藤会長が直々に手を入れてくださり、写真

も取り入れた記事となり，その「人となり」を表すことができたと思っています（ICD NEWS 第7号・2003年1月発行参照）。「環境で人は変わる」という言葉どおりに，私もまた法整備支援という環境に身を置いて変わった一人であり，感謝しても感謝しきれないのです。